静岡県告示第431号

訪問看護ステーション設置促進事業費補助金交付要綱(平成27年静岡県告示第117号)の一部を次のように 改正する。

令和5年7月7日

静岡県知事 川勝平太

改正後

改正前

第2 定義

- (1) (略)
- (2) この要綱において「訪問看護ステーション」とは、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者又は法第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者が、法第8条第4項に規定する訪問看護又は法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う事業所(法第71条第1項の規定により、法第41条第1項本文の指定があったものとみなされる事業所を除く。)をいう。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア〜エ (略)

才 資金状況調(様式第5号)

カ (略)

(2) (略)

別表

補助の対象		
補助対象経費	補助基準額	(額)
訪問看護ステーション設置促進事業	(略)	(略)
に要する経費のうち、給料、職員手		
当、報酬、賃金、共済費、旅費、需用		
費、役務費、委託料、使用料及び賃借		
料並びに備品購入費(備品の設置に伴		
う工事請負費を含む。)		

第2 定義

- (1) (略)
- (2) この要綱において「訪問看護ステーション」とは、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者又は法第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者が、法第8条第4項に規定する訪問看護又は法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う事業所(法第71条第1項の規定により、法第41条第1項本文の指定があったものとみなされる事業所を除く。)をいう。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア~エ (略)

オ 資金状況調 (様式第5号) <u>(アの申請が</u> 概算払承認申請を兼ねる場合に限る。)

カ (略)

(2) (略)

別表

補助の対象		
補助対象経費	補助基準額	(額)
訪問看護ステーション設置促進事業	(略)	(略)
に要する経費のうち、給料、職員手		
当、報酬、共済費、旅費、需用費、役		
務費、委託料、使用料及び賃借料並び		
に備品購入費(備品の設置に伴う工事		
請負費を含む。)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。 様式第3号(その2)を次のように改める。

様式第3号(その2) (用紙 日本産業規格A4縦型)

経費所要額明細書(変更経費所要額明細書、実績額明細書)

(積算内訳) (単位:円)

区分	金額	積 算 内 訳
給料		
職員手当		
報酬		
共済費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費 (備品の設置に伴う工事請 負費を含む。)		
合 計		

⁽注) 科目別に積算内訳を記入すること。

附則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。